

# 「2017年度地域未来牽引企業」公募要領

平成29年8月

経済産業省地域経済産業グループ

地域未来投資促進室

# 公募要領 目次

1. 選定の目的及び趣旨
2. 選定の観点
3. 募集対象
  - (1) 募集したい企業
  - (2) 推薦要件
4. 応募方法
  - (1) 応募方法
  - (2) 推薦者
  - (3) 推薦数
  - (4) 推薦書類
  - (5) 資料の送付方法
  - (6) 書類提出先
  - (7) 書類提出期限
5. 審査・選定
  - (1) 推薦書類の審査プロセス
  - (2) 評価内容
  - (3) 地域未来牽引企業の選定・公表
6. スケジュール
7. 留意事項
8. 問い合わせ先

## 1. 選定の目的及び趣旨

地域経済の「好循環」を創出するためには、事業性の高い地域産業や雇用・賃金が投資・人材を呼び込む好循環を作り出すことが重要です。そのためには、地域の成長分野の関連施策と地域経済施策や中小企業施策など横断的な施策を一体的に進めることや、企業単体での取組に加え、複数企業や地域関連機関の連携などによる「地域ぐるみ」の取組を促すことが重要です。

本事業では、以下3点を主な目的として「地域未来牽引企業」を選定することとしています。

- ①選定された企業に、今後の地域経済を牽引するポテンシャルを自ら知っていただくとともに、地域未来投資促進法の活用等により今後の地域を牽引する事業に積極的に取り組んでいただけるよう奮起を促すこと。
- ②自治体に、地域未来投資促進法の基本計画を作成する際の参考にしていただくとともに、選定された企業に対し関連支援策の活用を促すこと。
- ③自治体を含む地域の金融機関、大学、経済団体等の地域経済の発展を支える関係者に、地域経済の成長の核となる企業をご認識いただき、活発な協力・連携等の自律的な取組を促すこと。

### 【地域未来牽引企業とは】

地域未来牽引企業は、地域内外の取引実態や雇用貢献度・売上高等を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの要を担っており、地域経済牽引事業<sup>注1</sup>の中心的な担い手候補です。

#### 注1) 地域経済牽引事業

地域経済牽引事業とは、地域の特性（産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた特性）を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のことです。

## 2. 選定の観点

以下の観点から地域未来牽引企業を選定します。

### ○「地域経済の大黒柱」部門

従来から地域経済を牽引してきた主要企業を、取引データ、売上高、雇用貢献度等の指標により、定量的に選定を行います。

○「未来挑戦」部門

新たな地域の牽引役として期待される、魅力ある事業に取り組む企業を事業内容に着目し、事業の特徴（成長性、新規性、独自性等）、経営の特徴（経営者や経営手法に優れた点がある等）、地域貢献期待を考慮して選定を行います。

### 3. 募集対象

(1) 募集したい企業

今回の公募は、「未来挑戦」部門を対象としています。

「2017年度地域未来牽引企業」では、特定分野において優れた特徴を持つ企業を選定し、地域のステークホルダーが協力して当該企業に支援を行うことを期待しています。そのため、地域の特性を生かした事業に取り組む、または取り組もうとしている企業のうち、下記のような特徴を備えた企業を募集します。

- ・地域特性を活用した事業の内容が特に優れている。
- ・経営に優れた点がある。
- ・被推薦企業が行う事業により地域に経済的な貢献があると期待されている。

(2) 推薦要件

被推薦企業は、以下の要件を満たしており、地域特性を活用した事業を実施している又は実施しようとしている必要があります。

- ・国内において事業を行う法人であること。（個人事業者は対象外）
- ・暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している等、社会通念上選定にふさわしくないと判断される問題がないこと。

### 4. 応募方法

(1) 応募方法

推薦による公募を行います。（自薦は対象外）

(2) 推薦者

自治体（都道府県、市区町村）、経済団体（商工会、商工会議所等）、業界団体、金融機関（銀行、信用金庫等）、報道機関（新聞社、TV局等）が、被推薦企業の同意を得て応募してください。

### (3) 推薦数

推薦者一団体あたりの推薦数の上限は特段設けていませんが、各都道府県10社程度を想定しています。

※一団体とは、団体全体を指し、支部・支店等がある場合も支部・支店等を含めて一団体とみなします。

※都道府県は、推薦用紙の「主な事業実施場所」に記載される都道府県を指し、地域の特性を活用した事業を行う場所を基準に判断を行います。

### (4) 推薦書類

① 推薦用紙（様式をホームページからダウンロードしてください。）

[http://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/mirai-kenin-kobo/chiiki-mirai-kenin.html](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/mirai-kenin-kobo/chiiki-mirai-kenin.html)

② 審査に関する参考資料 ※任意提出

- ・被推薦企業が評価項目に関連する表彰等を受賞している場合又は新聞・雑誌等のメディアで報道がなされている場合に提出できる。（事件・事故等の報道は対象外）
- ・平成27年4月1日以降に表彰、報道されたものが対象。
- ・資料はA4判とすること。
- ・資料には右上に通し番号を振り、推薦用紙の該当箇所に通し番号を記載すること。
- ・表彰情報は、表彰機関、表彰日等が記載された表彰状、認定証等の写しを提出すること。
- ・報道情報は、新聞・雑誌等の掲載メディア名、掲載日を当該資料に記載すること。

(5) 資料の送付方法（電子メールでの提出が必要です。）

①推薦用紙：様式のファイル形式を保持したままお送りください。

②審査に関する参考資料：PDF形式でお送りください。

※各ファイルの名前は、以下の名称で提出してください。

推薦用紙：「被推薦企業名\_推薦用紙.xlsx」

参考資料：「被推薦企業名\_表彰名」または「被推薦企業名\_メディア名」

(6) 書類提出先

電子メール：[chiiki-mirai2017@meti.go.jp](mailto:chiiki-mirai2017@meti.go.jp)

(7) 書類提出期限

電子メール：平成29年9月8日（金）17：00必着

## 5. 審査・選定

### (1) 推薦書類の審査プロセス

推薦された企業の審査・選定は、提出書類の情報を基に、有識者で構成される選定委員会において厳正かつ公正に行われます。

### (2) 評価内容

審査の際は、「①事業の特徴」、「②経営の特徴」、「③地域貢献期待」の3つの項目から評価を行います。評価の際は、提出書類の情報を基に、いずれかの評価項目について突出して優れている企業に高評価を行います。

主要評価項目	評価の観点
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容に地域特性はうまく活用されているか。</li> <li>・ 事業に新規性、独創性はあるか。</li> <li>・ ターゲットとする顧客層に新規性、独創性はあるか。</li> <li>・ 事業の成長性はあるか。 等</li> </ul>
経営の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者に特筆すべき点はあるか。(地域内外との付き合いが広く、その人的ネットワークを事業にうまく活用している。当該分野の経営者として有名である。等)</li> <li>・ 会社の経営手法に優れた点はあるか。 等</li> </ul>
地域貢献期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の①～③いずれかについて推薦者または地域のステークホルダーに期待されている事業か。</li> <li>・ 以下の①～③いずれかについて推薦者または地域のステークホルダーの協力はあるか。</li> </ul> <p>①地域内の事業所間取引額が増加する。</p> <p>②地域内の事業者の売上が増加する。</p> <p>③地域内の事業者の雇用者数または給与支払い額等が増加する。</p>
参考評価項目	評価の観点
表彰・報道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の特徴、経営の特徴、地域貢献期待に関する表彰が平成27年4月1日以降になされているか。</li> <li>・ 事業の特徴、経営の特徴、地域貢献期待に関する好意的な報道が平成27年4月1日以降になされているか。</li> </ul>

### (3) 地域未来牽引企業の選定・公表

- ・地域未来牽引企業に選定された企業の推薦者に対してのみ通知します。
- ・地域未来牽引企業について企業名、住所、事業内容等を公表することがあります。その際、推薦者名は公表いたしません。

## 6. スケジュール

日時	プロセス	備考
8月21日	募集開始	
9月8日	募集締め切り	・応募資料の持参はご遠慮ください。
9月中旬～9月下旬頃	審査	・審査に関するお問い合わせには一切応じられません。

## 7. 留意事項

推薦に当たっては、推薦者、被推薦企業ともに、公募要領に記載された内容についてご理解いただいた上でご推薦ください（ご推薦いただいた時点で推薦者、被推薦企業ともに公募要領について同意いただいたものとみなします）。

### ○審査・公表に関して

- ・審査に関するお問い合わせには一切応じられません。
- ・お送りいただいた提出書類等は返却いたしませんのでご注意ください。
- ・審査時に事務局からの内容確認、質疑、追加情報提供等に応じていただくことがあります。
- ・提出書類は、地域未来牽引企業の選定・公表の目的に限定して使用いたします。審査にあたっては、選定委員会、経済産業省、事務局で情報を共有いたします。
- ・選定された企業には、経済産業省等のヒアリングにご協力をお願いすることがあります。

### ○推薦に関して

- ・推薦用紙は、被推薦企業1社につき1部提出してください。
- ・推薦用紙は様式どおりに記入し、定められた文字数以内に収めてください。
- ・推薦用紙の様式は変更しないでください。（行・列の追加・削除等は行わないこと）
- ・推薦用紙のエクセルファイル内にシートの追加はせず、被推薦企業ごとにファイルを分けて提出してください。



- ・文字の大きさは11pt以上とします。
- ・審査に関する参考資料（表彰情報又は報道情報）を提出する際は、4.（4）②を参考にご提出ください。また、資料が冊子形式である場合には、該当部分のみ提出し、発行者、掲載媒体名、発行日を参考資料内に記載してください。
- ・推薦書類の不備、記載漏れ等がある場合には選定対象外とさせていただくことがあります。
- ・推薦に係る経費は、事務局で負担いたしません。すべて推薦者にてご負担ください。
- ・今回の追加公募に応募された企業のうち、審査の結果選定された企業は、公表を行う前に、推薦者にご連絡いたします。被推薦企業から公表及び反社会的勢力とのつながりを有していないことに関する誓約書を公表日までに提出していただきます。

## 8. 問い合わせ先

お手続き等のご質問については、下記までお問い合わせください。

連絡先： 経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業調査室

担当：大沼、吉田

電子メール：[chiiki-mirai2017@meti.go.jp](mailto:chiiki-mirai2017@meti.go.jp)

電話： 03-3580-4987（直通）